6　その他
⑴　手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　本業務における契約保証金は免除する。
⑶　契約書作成の要否　要
⑷　当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無
⑸　関連情報を入手するための照会窓口　上記５⑴に同じ。
⑹　上記２⑴⑹に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない単体企業、又は一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない単体企業を構成員に含む設計共同体も上記５⑶により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時において、当該資格の認定を受けていなければならない。
⑺　詳細は説明書による。
7　Summary
⑴　Classification of the services to be procured : 42
⑵　Subject matter of the contract : Environmental impact assessment of national highway construction in the eastern area of Shiga Prefecture.
⑶　Time-limit to express interests : 4 : 00 p.m. 1 February 2021
⑷　Time-limit for the submission of proposals : 4 : 00 p.m. 24 March 2021
⑸　Contact point for documentation relating to the proposal : Center for General Affairs Shiga Office, Division Kinki Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, Shiga National Highway Office, 4―5 Tatsugaoka Otsu-city, Shiga-ken, 520―0803, Japan TEL 077―526―5971 FAX 077―526―5961

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

滋賀県東部地域環境影響評価業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。
令和３年１月22日
近畿地方整備局長　溝口　宏樹
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　25
1　業務内容
⑴　業務名　滋賀県東部地域環境影響評価業務
⑵　業務内容　本業務は、国道８号彦根～東近江（仮称）の環境アセスメント手続きの実施に伴い、環境影響評価項目の調査（騒音、振動、低周波音、文化財）、及び他業務において実施したその他の環境影響評価項目の検討、選定、予測評価を行い、環境影響評価準備書を作成していく業務である。
主な業務内容は以下のとおりである。
環境影響評価準備書作成　一式、
道路環境調査　一式、
予測評価　一式、
協議資料作成　一式
⑶　履行期間　契約締結日の翌日から令和４年２月28日
2　申請の時期
令和３年１月25日から令和３年２月１日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下、「休日」という。）を除く。）。
令和３年２月２日以降（休日を除く。）当該業務に係る技術提案書の提出の時までにおいても随時、申請を受け付けるが、当該提出の時までに審査が終了せず、技術提案書が提出できないことがある。
受付時間は（受付期間中の各日とも）９時00分から16時30分までとする。
3　申請の方法
⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務等）」（以下「申請書」という。）は、令和３年１月22日から近畿地方整備局滋賀国道事務所において設計共同体としての資格を得ようとする者に交付する。
なお、令和３年１月22日から令和３年２月１日まで（休日を除く。）においては、電子入札システムにおいても交付する。
⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に滋賀県東部地域環境影響評価業務設計共同体協定書（４⑷の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（必着。書留郵便に限る。）により提出すること。
なお、電子入札システムによる申請は認めない。
提出場所は次のとおりとする。
〒540―8586 大阪府大阪市中央区大手前１－５―44大阪合同庁舎第１号館　近畿地方整備局総務部契約課調査係　電話06―6942―1141
⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。
4　設計共同体としての資格及びその審査
次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（令和２年10月１日付け国土交通省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「令和２年10月１日付け公示」という。）６（測量・建設コンサルタント等業務）の⑴から⑷までに掲げる項目を確認したうえで設計共同体としての資格があると認定する。
⑴　組合せ　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。
１）予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
２）近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和３・４年度一般競争（指名競争）参加資格の定期受付の受付期間中において、希望業種を土木関係建設コンサルタント業務として申請していること。なお、令和３年４月１日時点において、近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における当該参加資格の認定を受けていること。
３）近畿地方整備局長から地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等に関し指名停止等を受けていないこと。
４）令和２年10月１日付け公示５（測量・建設コンサルタント等業務）の①から⑤までに該当しない者であること。
⑵　業務形態
１）構成員の分担業務が、業務の内容により、滋賀県東部地域環境影響評価業務設計共同体協定書において明らかであること。
２）一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、滋賀県東部地域環境影響評価業務設計共同体協定書において明らかであること。
⑶　代表者要件　構成員において決定された代表者が、滋賀県東部地域環境影響評価業務設計共同体協定書において明らかであること。
⑷　設計共同体の協定書　設計共同体の協定書が、「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」（平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号）の別紙１に示された「設計共同体協定書」によるものであること。
5　一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い
４⑴２）の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も２及び３により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、４⑴２）の認定を受けていない構成員が４⑴２）の認定を受けることが必要である。
４⑴２）の認定を受けていない構成員が当該業務に係る技術提案書の提出の時までに認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。
6　資格審査結果の通知
「競争参加資格認定通知書」により通知する。
7　資格の有効期間
６の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。
8　その他
⑴　設計共同体の名称は、「滋賀県東部地域環境影響評価業務△△・××設計共同体」とする。
⑵　当該業務に係る特定手続に参加するためには、技術提案書の提出の時において、設計共同体としての資格の認定を受け、かつ、近畿地方整備局滋賀国道事務所において技術提案書の提出者として選定されていなければならない。